

国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日</p> <p>16 情 経教 規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(センター長)</p> <p>第 3 条 センター長は、本学の教授をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 センター長の選考は、<u>共生科学技術研究院</u>（以下「研究院」という。）、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教授各 1 人のうちから、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</p> <p>第 4 条～第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 分室長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p>四 <u>研究院</u>、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から推薦された教員（助手を除く。）各 1 人</p> <p>五 図書館長</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略（現行どおり）</p> <p>(センター長)</p> <p>第 3 条 センター長は、本学の教授をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 センター長の選考は、<u>農学研究院</u>、<u>工学研究院</u>、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教授各 1 人のうちから、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</p> <p>第 4 条～第 5 条 省略（現行どおり）</p> <p>第 6 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 分室長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p>四 <u>農学研究院</u>、<u>工学研究院</u>、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から推薦された教員（<u>助教及び助手</u>を除く。）各 1 人</p> <p>五 図書館長</p>	

<p>六 総括チームリーダー（総務担当） 七 その他委員会が必要と認める者</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>六 総括チームリーダー（総務担当） 七 その他委員会が必要と認める者</p> <p>第7条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
--	--	--

附 則（22情規則第 号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。